

## 第37回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年10月10日（金）16:49～17:19
2. 場所：中央合同庁舎第4号館6階共用620会議室

○司会 それでは、皆さん、大変お待たせいたしました。

これから、本日の「規制改革会議」の岡議長会見を始めたいと思います。

まず初めに、岡議長から本日の会議の概要を説明いただき、その後、質疑応答としたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、長らくお待たせして申し訳ございません。今日は議題がたくさんあったものですから、ちょっと延びてしまいました。

それではまず、私の方から概要を簡単に御説明いたします。

本日の議題の最初は、健康・医療ワーキング・グループ、本会議でもやってまいりましたけれども、いわゆる「混合診療」の「患者申出療養制度(仮称)」につきまして、厚労省の方に来ていただいて意見交換をいたしました。

いろいろな意見交換がございましたけれども、大変重要なポイントとしましては、私どもが答申し、閣議決定された重要ポイントである「患者起点」は、患者が申出をしてスタートするという考え方です。これは現在ある「評価療養」と決定的な差異があるという意味では、新しい制度をつくってもらうことをごさいます、今ある制度をちょっといじくるということではなくて、「患者申出」という、今までにない考え方をいかした形で是非やってほしいという意見がたくさん出されました。これに対して、厚労省の方も、そのところは今回の閣議決定の肝であるということをも十分認識しているということで、中医協なり、あるいは専門部会等での議論はこれからでございますけれども、厚労省の担当官としては、そこはしっかりと受け止めておりますということをごさいます。

もう一つは、私どもとしては、困っている患者さんができるだけ早く治療を受けられるようにということで、現在、厚労省は28年度からの施行を一応の目途とされているわけがありますけれども、是非、少しでも早く施行できるようにお願いしたいと我々から厚労省に要望いたしました。それに対して、厚労省としては、これから検討するということですので、今日のところはお約束するということではなく、要望として受け止めさせていただきますといった話でした。

あと一つは、患者の申出を受け、医療の安全・有効性等を確認する指定の医療機関（臨床研究中核病院）がごさいます。私どもとしては、その指定の医療機関にとどまらず、患者さんが住んでいる近くの医療機関、協力機関といいますか、そのようなところがもっともっと使える状態にしてほしいということについても要望したわけではありますが、この点

についても、厚労省としては前向きに受け止めていただいたと理解しております。

今後、中医協での議論、専門部会での議論が進展していくわけではありますが、私どもとしては、これからも、必要に応じて、適時適時に厚労省に来ていただいてヒアリングをしていく、意見交換を続けていくことを考えておりますし、厚労省の方にもその点については了解をいただいております。

これが今日の最初の「新たな保険外併用の仕組みの創設」という議題で議論したことでございます。

議題の2つ目は、今期の私どもの柱の1本であります「多様な働き方を実現する規制改革」について、委員の中で意見交換をしたわけではありますが、今回このテーマを取り上げ、今後どのように取り組んでいくかのポイントの一つは、多様な働き方をしたいというニーズがある。そのニーズをくみ上げて応えていく。そのような取組方をしよう。制度の方から入っていくのではなくて、ニーズから入っていくということでもあります。

「ニーズから入る」という意味でいきますと、例えば働く場所だとか、働く時間、職種等々、いろいろな要素があるわけですが、そのようないろいろな要素について、我々としては、より多様な働き方を実現するために、どのような形で取り組むべきかということについては、そのニーズをくみ上げるところから始めようということ、これからはばらく本会議でいろいろな分野の方々に来ていただいてヒアリングをしよう。まず、ニーズのくみ上げから入っていくということが今日確認されました。そのような形でくみ上げたニーズに応じて、多様な働き方を実現するために、それではどのようにしていったらいいのか、をその次に検討していこうという入り方でございます。

私は、今日ある委員が言われた意見が非常に印象的だったので一つ御披露いたしますと、「多様な働き方」という取組は、働き手の考え方であることは間違いないわけであります。しかし、今の日本あるいはこれから先の日本を考えると、人材というものが大変重要なものになってくる。したがって、この人材、すなわち働き手がどれだけ有効に生き生きと活躍できるようにするかという切り口から見ていってもよろしいのではないかというお話がありまして、私は大変興味深く聞かせていただきました。

これは働き手の働き方を柔軟に幅広く多様に、という切り口で入りますけれども、同時に貴重な人材をどのように有効に活躍してもらえる状態にするかという見方も考えていくと、いろいろな働き方をしてもらった方がいいではないかということにつながっていくのではないのかという意味で、貴重な人材がより生き生きと活躍して効果的な成果につながる働き方をしてもらおうという視点は大変重要なポイントの一つではないかと思いました。

次回の本会議から早速、今、申し上げたいいろいろな分野の方々に来ていただいて、ヒアリングをしていくことになりました。

もう一つ、このテーマの中で提案がありました。多様な働き方の実現のための規制改革というテーマについても、規制改革ホットラインで幅広く意見を聴いたらどうか。それは大変効果的なのではないかという御意見があり、それを会議として決定いたしました。

具体的には、皆さん御存じのとおり、10月いっぱい「地域活性化」の集中受付期間としておりますが、11月に「多様な働き方」に関するホットラインの集中受付をやることも本日決まりましたので御紹介しておきます。

次に、3つ目の議題が「規制レビューの実施」であります。

これについても、都度、この会見でお話をしてまいりましたが、規制の所管省庁である各省庁に主体的、自発的に規制改革に取り組んでもらう、そのようなシステムといいますか、状態にしていきたいということを前々から考え、その具体策として「規制レビュー」という仕組みを前期の答申に織り込み、実施計画として閣議決定されました。

本日は「規制レビュー」の具体的な骨組みについて議論をし、決定したということでございます。

お手元にペーパーが行っていると思いますけれども、私どもとしては、27年度に規制の見直しを迎える項目をまず対象にしよう。しかも、たくさんございますので、規制レビューをすることによって、所管省庁の皆さんが手間暇かかって、さらに残業をするなどということにつながるのは好ましくありませんので、できるだけ入りやすいところから入っていかうということで、27年度に見直し時期が来るものの中から、まず、課長もしくは課長以下の通達・通知を対象を絞り込んでやろう。これが一つであります。もう一つは、ホットラインで私どもが今まで担当省庁にぶつけて回答をもらっている中で、まだ再検討が必要であると私どもが考えている項目がかなりございます。これも2つ目のカテゴリーでぶつけていこう。当面、今申し上げました2つに的を絞り込んでやってもらおうということにいたしました。

本日の議論の中で、ある委員から、こちらからこれやれ、あれやれという、2つとも今のお話はそういうことなのですけれども、もともとこれをやる本来の趣旨からすれば、それだけではなく、所管省庁が自ら積極的にレビューして、規制シートを出すよというものがあった方がいいのではないかという御意見がございました。もともとであります。我々には、我々が言ったものだけを出して、他は出してはいけないという考えはもともとなかったわけでありまして、今申し上げた2点に加えて、それぞれの省庁の方で、自らこのテーマ、この項目については規制レビューをしたい、規制シートを提出したいというものがあったら積極的に出してもらおうということにいたしました。

もう一つ、ある委員から、そういう形で積極的にやっていただいた省庁に対して何かインセンティブを考えるべきではないのかという意見も出てまいりました。私としては大変結構な意見だなということで、具体的にそのインセンティブをどのような形でつけるのかについてはこれから検討しますが、一生懸命、主体的・自発的にやっていただいたところに対しては何らかの形で示したいと考えております。

以上が第3議題の「規制レビューの実施」でございます。

次に、議題の4つ目が「公開ディスカッションの実施」でございます。

これにつきましては、前期は試行的にやったわけですが、それなりの成果があると評価

いたしまして、今期は本格的にやっつけようということで、この公開ディスカッションの検討チームを立ち上げて検討していただいた結果を今日報告いただきました。

公開ディスカッションに対する基本的考え方等々は従来どおりでございますが、今日、来年1月と3月の2回開催することが決まりました。どういうやり方で開催するかはお手元のペーパーに書いてあります。

テーマにつきましては、本日の会議では決定しておりません。各ワーキング・グループの座長さんには、このテーマを是非、公開ディスカッションに取り上げてほしいというものを選定し、今月31日までに提出していただくようお願いしました。それを事務局で整理した上で、議長・議長代理でも検討させていただいて、少なくとも1月のテーマは来月の会議で決定することにいたします。3月のテーマについて来月の会議で決まるか、あるいはもうちょっと検討するかは、まだ今日の段階では決まっておりませんが、是非、皆さん方にも公開ディスカッションには奮って御参加いただければと考えております。

次に、議題の5つ目は、「規制改革ホットライン」でございます。

既に先ほど触れましたように、今月は、地域活性化の集中受付が進行中でございます。もう既に幾つかの意見が届けられております。また、地域活性化以外のいわゆる通常の規制改革ホットラインにもたくさんの案件が寄せられております。これにつきましては、お手元に配付した資料に項目ごとに載っておりますので、それを御参照いただきたい。

特に今月の「地域活性化」、来月予定しております「多様な働き方」、この辺のホットラインの集中受付につきましては、是非、記者の皆さんの御理解と御協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の議題が「国際先端テストの進め方」でございます。

本件につきましても、従来から進めてきて、成果があったという評価をしておりますので、今期も引き続きやってまいります。どの項目に国際先端テストを活用するかにつきましては、現在まだ決まっているものはございませんが、これから各ワーキング・グループで選定していただきたいと考えております。

本日の会議の概要は、以上申し上げたとおりでございます。これから皆さん方の御質問にお答えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○司会 御質問のあります方は挙手にてお知らせください。

○記者 資料2の雇用改革のところ教えてください。

本会議における具体的な検討スケジュールと書いてあって、3回程度で10月から1月で、想定される関係者の例もありますけれども、そうすると大体、月1回ずつぐらい、こういう関係者だと想定して3回ぐらいやるというイメージでいいのかということがまず1点。

あと、多様な働き方は11月のホットラインで集中的に受け付けると思うのですが、それとヒアリングを踏まえて2月以降で、3月のアウトプットに向けてまとめるという流れと理解してよろしいでしょうか。

○岡議長 全くおっしゃるとおりです。そのような流れで持っていきたい。ヒアリングも

月1回ぐらいのペースでやっていくということで、御理解いただいているとおりでございます。

○記者 ヒアリングする場合、関係者は大体、何人ぐらい呼ぶとか何かあるのでしょうか。

○岡議長 人数感ですか。これはどうですか。

○三浦参事官 まだなのですけれども、今、考えた範囲で申し上げると、2、3人。4、5人もいると、いつも会議の時間帯枠が2時間ですね。そうすると、4、5人の方を呼んで意見交換をするとあっという間に2時間ぐらい経ってしまいそうかなと。そうすると、他のアジェンダもあるでしょうし、そういうことを考えると、やはり2、3人ぐらいが限度かな、などということをお聞きして、質問があったので考えてみました。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○記者 関連してなのですけれども、「多様な働き方に関する関係者を招き意見交換」の関係者については、具体的に「子育て・介護と仕事の両立を切望する層」とありますけれども、本当にそういう人を呼ぶのですか。それとも、それに関連している何か。

○岡議長 例えば、「子育て・介護と仕事の両立を切望する層」ということについては、ずばりその方々を呼ぶのでしょうか。私はそう理解しています。

○三浦参事官 できればそれがベストだと思っています。ただ、相手方もある話ですし、ちょうどいい方がちょうどいい日時でぴったり合っているということもありますので、そこはこれから検討していくことかなと思っています。

事務局としては、どちらかというところ、視点としての例示を主に置いて書いたつもりでございます。こういう視点についての声が聴ける方ということで、まだ今日の段階ではそのレベルです。

○岡議長 先ほど私が申し上げたように、このテーマについては、多様なニーズをどれだけくみ上げて、それに対応していくということですから、このヒアリングはすごく重要だと思っています。人数感を含めて、本当にこういう方々を呼べるのかと御指摘をいただきましたけれども、私どもの今期の取組の姿勢として、いろいろな方々の多様なニーズをお聴きして、そのニーズから入っていきこうと申し上げているわけですので、ここを非常に重要視しております。

○記者 患者申出療養について伺いたいのですけれども、これは、やる現場としては、臨床研究中核病院が重要になるのかなと思うのですが、これの範囲について、何か議題としてありましたか。つまり、厚労省で承認要件を議論されているのは承知しているのですが、これが15になるのか、それとも数個になってしまうのか、もっと多くかによって患者の利便性は変わってくるなと思ったのですが。

○大熊参事官 臨床研究中核病院の範囲をどうするかは議題はございません。臨床研究中核病院が新たな制度の中核的な役割を果たすということはおっしゃるとおりで、そこは決

まっております。

○岡議長 どうぞ。

○記者 今の話にも関連するのですが、先ほど議長の方から、安全性・有効性を確認する医療機関の指定。これは中核病院のことだと思うのですが、ここにとどまらず、協力機関でも使えるようにしてほしいという御説明があったのですが、これは、例えば、前例のないものに対しても協力機関ができるようにしてほしいという、そういった理解をすればよろしいのでしょうか。

○大熊参事官 ちょっと正確に整理します。

医療としての安全性・有効性については、国の方で判断をすることになっています。それを実施する医療機関として、実施の安全性が保てるかどうかは臨床研究中核病院が判断をすることになっています。研究としては、臨床研究中核病院でやるわけですが、そこが患者さんの身近な医療機関について、ちゃんと安全に実施できるということで承認をすれば、1例目から協力医療機関として実施することもできることにしています。

○記者 確認なのですが、そうすると、前例のないものでも、一定のものをクリアすれば協力機関でもできるようにと。

○大熊参事官 前例のないものでも協力医療機関で医療の実施ができるということです。

○記者 今のお話だと、6月24日の閣議決定の内容を少し超えてくる話なのかなとも思うのですが、そのようなことはないのですか。

○大熊参事官 超えていないと思いますが、どこが超えているのか教えてください。

○記者 基本的に、前例のないものについて中核病院が申請をして、その上で国が判断して6週間という流れの中に、協力医療機関が入り込んでくるというイメージをちょっと受けたものですから、そういうことではないということですね。

○大熊参事官 医療としての安全性の確認について、臨床研究中核病院が国に申請をして、国が医療としての安全性と実施計画のチェックをして、6週間後に実施できる形になります。臨床研究としては、あくまでも中核病院がするというのですが、中核病院と身近な医療機関の間で連携をすることによって実際の医療は身近な医療機関で受けられることになっています。それは閣議決定のときからそういう整理になっています。

閣議決定の文章を申し上げますと、「前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請する場合は、その医療機関で受診できるようにする」となっていますので、先ほど私が申し上げたとおりでございます。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

○記者 患者申出療養の今後の見通しの部分で、平成28年目途とあるのですが、具体的にもう少しいつ頃という提示は厚労省の方からあったのでしょうか。

○岡議長 本日、厚労省からは28年度目途という、そこまでで、28年度のいついつというところまでの発言はございませんでした。私どもはできるだけ早く、場合によっては、28年度ではなくてもっと早くという、我々の要望としてはぶつけましたけれども、それに対する彼らの答えは、特に前向きな答えがあったわけではございませんので、今日の会議では28年度目途というところで終わっております。

一番前の方、どうぞ。

○記者 今日の本会議からはずれるのですけれども、自民党の方で、日本経済再生本部の下に新たに規制改革委員会というものを設置して、年内にも改革案をまとめるということのようなのですが、岡議長はお聞きになっていきますか。

○岡議長 いや、私どもはまだ聞いておりません。

○記者 前の担当大臣だった稲田さんの肝煎りなのかなとは思いますが、フォローアップの部分で連携というのはどうやっていけますか。

○岡議長 まだ話も聞いていませんしので、確たることは申し上げられませんが、もしも稲田政調会長の下でそういう会が持たれたとするならば、規制改革に対しては「私は応援団になります」とおっしゃっていましたから、私としては大変頼もしく思います。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○記者 細かなところの確認なのですけれども、多様な働き方のところでの今後のヒアリングの部分なのですが、想定されているのは個人レベルも含んでいるのか、それとも何らかの関係団体の代表なりを想定されているのかを教えてくださいませんか。

○岡議長 先ほど類似の御質問がございました。まだ決定はしていませんが、私としては両方あっていいのかなと思っています。個人もあるいは団体も両方あってもいいのかなと思います。

よろしいですか。

○司会 そろそろよろしいでしょうか。

○岡議長 それでは、以上をもって終了させていただきます。

大変長い時間お待たせしまして、大変申し訳ございませんでした。

どうもありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。